

# 令和5年度補正予算 補助金活用セミナー

令和5年12月22日  
平野商事株式会社

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 本日のテーマ

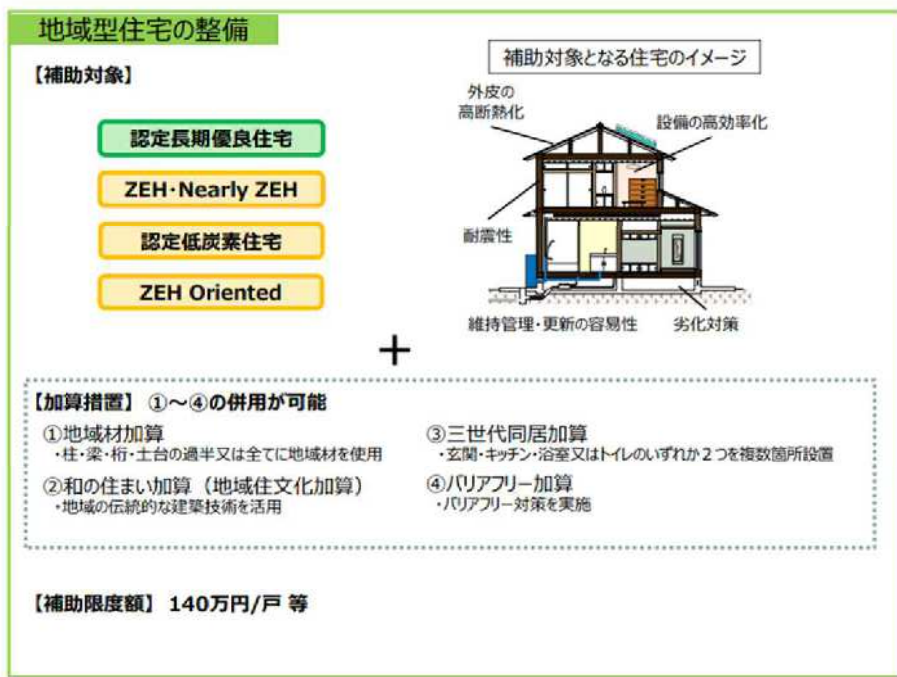
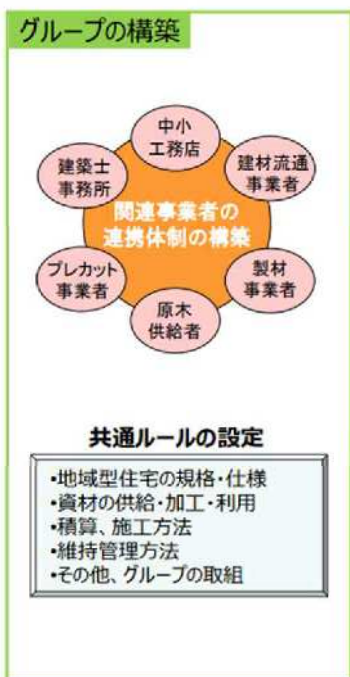
- 地域型住宅グリーン化事業第Ⅱ期募集
- 子育てエコホーム支援事業
- 先進的窓リノベ事業
- 高効率給湯器導入促進事業
- 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業給湯事業
- 住宅金融支援機構の情報
- 平野商事(株)のサポート

HIRANO SHOJI CO.,LTD

地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数 **別紙**

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。



地域型住宅グリーン化事業第Ⅱ期募集の要点

- 第Ⅱ期募集は12月7日～令和6年1月31日まで
- 第Ⅱ期の交付申請は、物件登録後20日以内かつⅡ期の最終日まで
- こどもエコ住まい支援事業活用タイプは終了
- 若者・子育て世帯加算が復活

建築主が、昭和58(1983)年4月2日以降の出生である場合 または、平成17(2005)年4月2日以降に出生した子供 と同居する場合

- ゼロエネルギー住宅タイプの構造強化方法が見直し
- Ⅲ期募集が予定されています。令和6年3月(予定)～令和6年6月(予定)

# 補助額

## 通常タイプ

区分 (住宅の性能)	活用実績	a)~f)の加算措置を2つ以上利用 <sup>※1</sup>	a)、c)、e)、f)のいずれかの加算措置の利用 <sup>※1</sup>	b)、d)のいずれかの加算措置の利用 <sup>※1</sup>	加算の利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH、Nearly ZEH)	未経験枠	110万円	100万円	90万円	70万円
	制限なし枠	100万円	90万円	80万円	70万円
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH、Nearly ZEH)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented、 認定低炭素住宅)	未経験枠	80万円	(70万円) <sup>※2</sup>	(70万円) <sup>※2</sup>	70万円
	制限なし枠	(70万円) <sup>※2</sup>	(70万円) <sup>※2</sup>	(70万円) <sup>※2</sup>	70万円

※1 a)は地域材加算(全て)、b)は地域材加算(過半)、c)は三世帯同居加算、d)は地域住文化加算、e)はバリアフリー加算、f)は若者・子育て世帯加算とします。なお、a)とb)の併用、c)とf)の併用はできません。

※2 (70万円)の枠に加算措置はありません。

# 未経験枠利用の条件

下記補助事業の利用実績が3戸以下

- a)平成27年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- b)平成28年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- c)平成29年度地域型住宅グリーン化事業
- d)平成30年度地域型住宅グリーン化事業
- e)令和元年度地域型住宅グリーン化事業
- f)令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- g)令和3年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算、追加予算による事業を含む)
- h)令和4年度地域型住宅グリーン化事業

# 補助金活用戶数の上限

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
上限戸数	7戸	7戸

## a)・b)地域材加算の要件

- 主要構造材(柱・梁・桁・土台)のa)全てもしくはb)過半(50%以上)に地域材を使用
- 主要構造材の原木生産・製材・流通・プレカットの全ての業者がグループ構成員である事。
- 原木の産地は以下の通りとし、全て各県産材認証、若しくは合法木材の認証が取れること。

住宅を考える工務店の会の地域材

青森県・秋田県・岩手県・北米(アメリカ・カナダ)  
北欧(スウェーデン・フィンランド・オーストリア)・  
ニュージーランド

## c)三世代同居加算の要件

調理室・浴室・便所・玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置すること

- 調理室は以下のいずれも設置していること
  - 給排水設備と接続されたキッチン用シンク・キッチン用水栓
  - コンロ又はIHクッキングヒーター(ガス栓若しくは電気コンセントのあるスペース)
  - キッチン用の換気設備(カタログ上キッチン用となっていること)
- 浴室:浴槽又はシャワーがあり、防水措置がされていること
- 便所:大便器があること
- 玄関:玄関ドアと土間があること。

勝手口(調理室に直接出入りするもの)や車庫との出入りに用するドアや外部より鍵のかからないドアは対象外

※必ずしも三世代が同居する必要なし。

## d)地域住文化加算の要件

青森県「地域住文化要素基準」から3つの要素を採用

地域住文化要素	
1	県内に本店を置く畳製作事業者が県内で製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
2	1以上の居室又は廊下の床仕上げを、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張りとする。
3	居室又は廊下の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張り又は塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等で左官によること塗仕上げに限る。）の部分を含めて10平方メートル以上設けること。
4	1以上の居室又は廊下の壁を、真壁造（適切な断熱及び気密性能を有するものに限る。）とする。
5	外壁の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張り又は塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等で左官によること塗仕上げに限る。）の部分を含めて10平方メートル以上設けること。
6	県内に本店を置く建具製作事業者が県内で製作した木製建具（框戸、格子戸、襖、障子及び欄間等）を3枚以上使用すること。
7	1以上の居室又は廊下の天井を、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材を用いた天井（打ち上げ天井、目透かし天井、格天井、竿縁天井、ささら天井、船底天井、折り上げ天井、掛け込み天井等）又は網代天井とする。
8	屋根の形状が、「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドライン（平成23年12月青森県策定）」第3章1.2雪を考慮した屋根形状の必須基準に適合するものであること。
9	夏の室内への日射遮蔽に有効な面の軒の出（壁芯から軒先までの寸法）を、0.9メートル以上とする。
10	床の間を設けること。
11	1以上の建物出入口に、風雪の流入を防ぐ空間（風除室）を設けること。
12	機械プレカット加工せず、手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工した木材を主要構造材（柱、梁、桁及び土台）の過半以上に使用すること。

## e)バリアフリー加算の要件

設計住宅性能評価書の高齢者等配慮等級3+建築士の適合確認



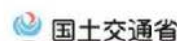
## f)若者・子育て世帯加算

補助対象の住宅の建築主(買主)が、昭和58(1983)年4月2日以降の出生である場合(=令和5年4月1日時点で40歳未満である場合)(若者)、  
 または、平成17(2005)年4月2日以降に出生した子供(=令和5年4月1日時点もしくは交付申請日時点で18歳未満の子供)と同居する場合(子育て世帯)は、  
 予算の範囲内で補助金額を加算します。

## 耐震性に関して

Ⅲ CO<sub>2</sub>貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

### 建築物の重量化による地震時の危険性



- 省エネ化等の影響で建築物が重くなると地震力は比例関係で大きくなるため、設計・施工不良があった場合に危険性が大きい。
- 重量化に応じて必要な壁量について、他の要素も踏まえつつ引き続き検証。

壁量計算の想定とZEH住宅事例の重量と地震力の比較

		壁量計算の想定 (重い屋根)	ZEH住宅事例 平均※
2階建ての2階	重量(N/m <sup>2</sup> )	1470	1920
	地震力(N/m <sup>2</sup> )	412	538
2階建ての1階	重量(N/m <sup>2</sup> )	3170	4550
	地震力(N/m <sup>2</sup> )	634	910

※:ZEHレベルの断熱性能の在来木造住宅のサンプル調査(18件)で用いられている部材等から推計

建物が重いと地震力が大きくなる

(参考)住宅の省エネ化のイメージ



太陽光発電  
システムの設置



断熱材の  
使用量の増加



サッシの高性能化  
(トリプルガラス、  
2重サッシなど)

・断熱材の使用量の増加(6地域 壁の断熱材の例)  
 旧省エネ基準相当(GW10K30mm) :0.3(kg/m<sup>2</sup>)  
 H28年建築物省エネ基準相当(GW10K110mm) :1.1(kg/m<sup>2</sup>)  
 ZEHレベル相当(GW24K105mm) :2.5(kg/m<sup>2</sup>)

・窓の高性能化(ガラスの複層化)  
 単板ガラス(5mm) :12.5(kg/m<sup>2</sup>)  
 複層ガラス(3mm+3mm) :15.0(kg/m<sup>2</sup>)  
 トリプルガラス(3mm+3mm+3mm) :22.5(kg/m<sup>2</sup>)

**耐震等級1(建築基準法レベル)は利用できません!**

# 耐震性の証明方法

- 断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであること※建築士による確認・証明等によって耐震性能が確認できるもの
- 以下の①～③の何れかの方法
  - ①「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」より構造安全性が確かめられたもの

## 見直しされました

- ②住宅性能表示制度の耐震等級3であるもの
- ③住宅性能表示制度の耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主へ現行の耐震等級2が将来の基準では不足する可能性があることの説明及び同意取得を行うもの

HIRANO SHOJI CO.,LTD

「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化  
に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」  
(令和5年12月時点)に関する補足資料

令和5年12月11日

国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)付

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001711952.pdf>

HIRANO SHOJI CO.,LTD

# 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し



## 現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱材の増加や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。  
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月の施行を予定)

## 壁量基準の見直し

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し  
現行: 「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化  
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮  
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化  
現行: 壁倍率は5倍以下まで  
⇒ 見直し: 壁倍率の上限撤廃(壁倍率5倍も使用可(当面7倍まで))
- 構造計算による安全性確認の合理化  
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要  
⇒ 見直し: 構造計算による場合は壁量計算は不要

## 柱の小径の基準の見直し

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し  
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、  
・ 柱の小径を算定  
又は、  
・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

多雪地域の条件がなくなりました。

## 設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備  
(※諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等)

## 【II 2.(1) 必要壁量の基準の見直し】

# 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し



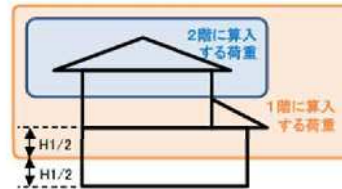
- 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定(いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる試算例(早見表)を整備(P.3参照)
- 諸元を入力することで、必要壁量を容易に算定できる表計算ツールを整備(P.4参照)

### <算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_f i)$$

- L<sub>w</sub>: 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m<sup>2</sup>)
- A<sub>i</sub>: 層せん断力分布係数  
A<sub>i</sub> = 1 + | (1/√αi) - αi | × 2T / (1+3T)  
固有周期T = 0.03h (秒)  
αi: 建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
- h: 建築物の高さ (m)
- C<sub>0</sub>: 標準せん断力係数 0.2とする。  
※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3
- ∑w<sub>i</sub>: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)
- A<sub>f</sub>i: 当該階の床面積 (m<sup>2</sup>)

### <荷重(Wi)算定のイメージ>



$$(W_2-2) = (G_1 + D_1 + D_2) \times A_f2 + 0.5 \times (G_2 + G_3 + D_3 + D_4) \times A_f2$$

$$(W_2-1) = (A_f1 - A_f2) \times (G_1 + D_1 + D_2) + 0.5 \times (G_2 + G_3 + D_3 + D_4) \times A_f2 + 0.5 \times (G_2 + G_3 + D_3 + D_4) \times A_f1 + (G_4 + P_1) \times A_f2 + (W_2-2)$$

### <算入する荷重>

- A<sub>f1</sub>: 1階面積 (m<sup>2</sup>)
- A<sub>f2</sub>: 2階面積 (m<sup>2</sup>)
- G<sub>1</sub>: 屋根荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- G<sub>2</sub>: 外壁荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- G<sub>3</sub>: 内壁荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- G<sub>4</sub>: 床荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- P<sub>1</sub>: 積載荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- D<sub>1</sub>: 天井(屋根)断熱材荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- D<sub>2</sub>: 太陽光発電設備等荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- D<sub>3</sub>: 外壁断熱材荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- D<sub>4</sub>: 高断熱窓荷重 (kN/m<sup>2</sup>)
- W<sub>2-1</sub>: 2階建の1階の荷重 (kN)
- W<sub>2-2</sub>: 2階建の2階の荷重 (kN)

※在来軸組構法の場合



【II 2.(1) 必要壁量の基準の見直し】  
必要壁量試算例(早見表)



<床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No.1~21

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積							
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え	120/100以下
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下								
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下								
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下								

該当する条件の  
PDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)  
サイディング  
2階建ての場合

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>)と柱の小径(d)の早見表

屋根と外壁の仕様	外壁の仕様	床面積に乗ずる値 (cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> )			柱の必要小径 d <sub>c</sub> (mm)					
		令第46条第4項			令第43条第1項、5項		1階		2階	
		1階	2階	2階	平屋	1階	2階	平屋	1階	2階
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	28	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	25	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	24	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	25	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
スレート屋根	モルタル等	19	46	24	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
スレート屋根	サイディング	17	41	22	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
スレート屋根	金属板張	17	39	21	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
スレート屋根	下見板張	16	36	20	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	21	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
金属板ぶき	モルタル等	16	42	20	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 90	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120	d <sub>c</sub> 120

\*柱の必要小径d<sub>c</sub>は、壁面材の種類による

【II 2.(1) 必要壁量の基準の見直し】  
表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法



<表計算ツール(入力例)>

(2階建て住宅用)

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>)

緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等	
		入力欄	注意点
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端~2階床梁上端までの距離	
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端~2階床梁上端までの距離	
標準せん断力係数C <sub>0</sub>	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)	
2階床面積(m <sup>2</sup> )	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
1階床面積(m <sup>2</sup> )	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	ブルダウン選択	
外壁の仕様	サイディング	ブルダウン選択	
太陽光発電設備等(N/m <sup>2</sup> )	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をブルダウン選択し、右欄(脚)にその重量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の重量(kg)
天井断熱材(N/m <sup>2</sup> )	100(初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(脚)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m <sup>3</sup> ) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m <sup>2</sup> )	70(初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(脚)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m <sup>3</sup> ) 厚さ(mm)

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択  
←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

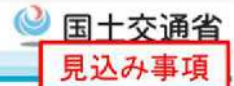
実際に設置する機器重量が決定している場合には、  
直接入力も可能。

断熱材については、  
天井・外壁それぞれ直接入力も可能。  
(天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】 (方法①)	1階	2階
		46	28

階の床面積に乗ずる数値が  
算出されます。

【II 2. (2) 存在する壁量の算定の基準の見直し】  
準耐力壁等の取扱いについて



- 準耐力壁等については、基本的に、**存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う**  
※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要
- 準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、**壁配置のバランスの確認**（四分割法）、柱頭・柱脚の接合方法の確認（N値計算法等）において**準耐力壁等の影響は考慮しない**

【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の1/2以下 <sup>(注1)</sup>	必要壁量の1/2超 <sup>(注1)</sup>
存在壁量の算定		準耐力壁等を <b>算入できる</b>	準耐力壁等を <b>算入できる</b> ※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合に限る。
四分割法	耐力壁のみで検証	<b>耐力壁のみで検証</b> (準耐力壁等は算入せずに検証)	<b>準耐力壁等を含めて検証</b> ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象
柱頭・柱脚の接合部	耐力壁のみで検証	<b>耐力壁のみで検証</b> (準耐力壁等は壁倍率0として検証) ※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超 <sup>(注2)</sup> のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証	<b>準耐力壁等を含めて検証</b> ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象)

(注1) 準耐力壁等と必要壁量の比較は、各階、各方向別に行う。いずれかで必要壁量の1/2を超える場合には、各階、各方向ともに1/2を超えるものとして検証。  
(注2) 複数の準耐力壁等を併用する場合は壁倍率の合計で判断し、耐力壁と準耐力壁等を併用する場合は準耐力壁等の壁倍率で判断。

【II 2. (2) 存在する壁量の算定の基準の見直し】  
準耐力壁等の基準・倍率



- 準耐力壁等（腰壁・垂れ壁を含む）の基準・倍率については、品確法<sup>※</sup>と同様に規定

※日本住宅性能表示基準・評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号 第5-1-1(3)ホ①表1）

<準耐力壁等の仕様・倍率>

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	一続きで90cm以上かつ2m以下
高さ	一続きで横架材間内法寸法の80%以上	一続きで36cm以上
その他	—	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	$\text{面材の準耐力壁等の壁倍率} = \frac{\text{材料の基準倍率}^{\ast} \times 0.6 \times \text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$ $\text{木ずりの準耐力壁等の壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	

【II 2. (2) 存在する壁量の算定の基準の見直し】  
**準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)**



<準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)>

面材(構造用合板)の場合

$$= \text{材料の基準倍率} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 2.5 \times 0.6 \times \frac{210\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$\approx 1.2 \text{ 倍}$$

規定する準耐力壁等の壁倍率(片面)は1.5倍(=2.5倍×0.6)以下となる。

木ずりの場合

$$= 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 0.5 \times \frac{40\text{cm} + 90\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$= 0.25 \text{ 倍}$$

※両側に耐力壁または準耐力壁が必要

※材料の基準倍率

材料	最低厚さ	くぎ	くぎの間隔	基準倍率
構造用合板、構造用パネル	5mm	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	12mm			
構造用パーティクルボード、構造用MDF	9mm			
石こうボード(屋内壁)	12mm	GNF40又はGNC40		0.9

(参考)耐力壁の例

軸組種類: 大壁  
 材料: 合板(9mm)  
 くぎ: N50  
 くぎの間隔: 15cm以下  
 → 壁倍率 2.5  
 ・柱、横架材、継目受材と横架材にくぎ打ち  
 (昭和56年建設省告示第1100号 関係)

【II 3. 柱の小径に関する基準の見直し】  
**仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し**

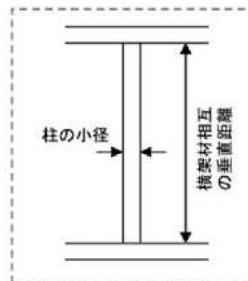


- 建築物の重量に応じた**柱の小径の算定式を規定**
- より精緻な算定式(座屈の理論式)の活用も可能。柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備 (P.9参照)
- 諸元を入力することで、**柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備 (P.10、11参照)

<算定式(横架材相互の垂直距離に対する柱の小径)>

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

- $d_e$ : 必要な柱の小径 (mm)  
 $l$ : 横架材相互の垂直距離 (mm)  
 $Wd$ : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m<sup>2</sup>)  
 ※荷重算定のイメージは壁量基準と同様  
 ※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付け場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要

<より精緻な算定式(座屈の理論式)>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{13} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)}$$

等

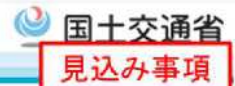
$A_e$ : 荷重負担面積 (m<sup>2</sup>)  
 $F_c$ : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)

座屈の理論式をもとに、

- ・柱の小径
- ・柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備

【II 3. 柱の小径に関する基準の見直し】  
柱の必要小径の試算例(早見表)



＜柱の必要小径の試算例(早見表) HP掲載イメージ＞

太陽光パネル設備等「なし」の場合  
■試算No.1～21

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	100/100	120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	100/100	120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	100/100	120/100以下

該当する条件のPDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)サイディング2階建ての場合

屋根と外壁の仕様		床面積に要する柱 (cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> )			柱の必要小径 d <sub>c</sub> (mm)					
屋根の仕様	外壁の仕様	令第40条第4項			令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		1階		2階	
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	28	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	24	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	24	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	21	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ふき	モルタル等	16	42	20	1/32	90	1/24	105	1/31	90
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

【II 3. 柱の小径に関する基準の見直し】  
表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①



○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

＜表計算ツール＞ ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径(令第43条第1項)

階	出力結果	
	d <sub>c</sub> /l*	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで  
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

\*柱の必要小径 d<sub>c</sub>/横架材間距離 l/すぎ、無等級材 ← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径(mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号( )		
1階	① JAS同一等級構成集成材	-	E105-F300(3層)	25.5	97
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号( )		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
- ・JAS目視等級区分構造用製材
- ・無等級製材
- ・JAS同一等級構成集成材
- ・JAS A種構造用単板積層材

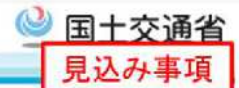
※大臣が基準強度の数値を指定した木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)(案)、表計算ツール(案)は、日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。  
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

【II 3. 柱の小径に関する基準の見直し】

表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法②



○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。  
数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m <sup>2</sup> )							
	JAS規格	樹種※	等級	基準強度	105角	120角	任意入力①		任意入力②		
					長辺・短辺 (mm)	長辺・短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	
1階 外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	7.6	13.5	6.6	8.7		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ( )		0.0	0.0	0.0	0.0		
1階 内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3階)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ( )		0.0	0.0	0.0	0.0		

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

\*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

公益財団法人日本住宅・木材技術センターのホームページ



公益財団法人  
日本住宅・木材技術センター

文字サイズ: 標準 大 特大 googleキーワード検索

HOME 財団について 認定・認証 評価・試験 出版物・セミナー

新しい壁量等の基準(案)に対応した設計支援ツール(案)

2025年4月(予定)から小規模の木造建築物の壁量(令第46条関連)・柱の小径(令第43条関連)の基準が変わります。

当センターでは、国土交通省からの要請を受け、新しい壁量等の基準(案)に対応した在来軸組工法用の設計支援ツールを整備し、公開することとしています。

本ツールは、令第46条第4項に規定する階の床面積に乗ずる数値、令第43条第1項及び第6項に規定する柱の必要小径及び柱の負担可能面積を算出することができます。

ツールの種類には、①表計算ツール、②早見表の2つがあり、お使いの際にはどちらかを選択していただくこととなります。

①は、下記よりダウンロードした表計算ツールに建築物の諸元を入力することによって設計内容に沿った算定値を算出することができます。一方、②では一定の条件のもと、該当する早見表から階の床面積に乗ずる数値や柱の小径を選択する簡易な方法となります。

本ツールが設計者及び審査の方々の一助となれば幸いです。

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

# 子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算：2,100億円

## 1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯<sup>※1</sup>による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等<sup>※2</sup>に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。  
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

## 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

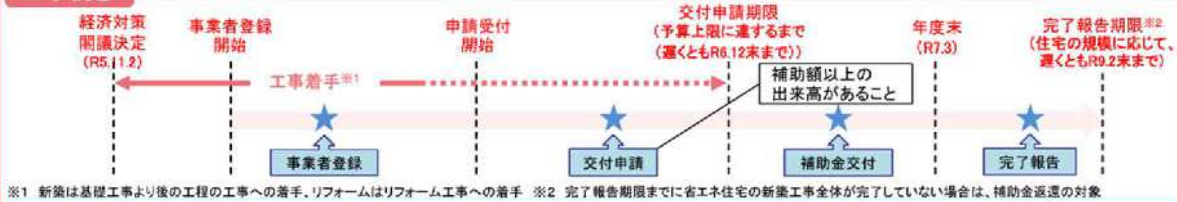
対象住宅	補助額
①長期優良住宅	①100万円/戸
②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	②80万円/戸

※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。  
 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。  
 ※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に反わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。

### 住宅のリフォーム<sup>\*1</sup>

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 <sup>※</sup> ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円/戸 ・その他の世帯：上限20万円/戸
② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限り) <sup>*2</sup>	※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を行う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円/戸 ・その他の世帯：上限30万円/戸

## 3 手続き



\*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)>(\*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施  
 \*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001712308.pdf>

## 2. 対象住宅の要件等

### 補助対象事業のタイプ

新築

リフォーム

#### 新築

＜発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象＞

#### (1) 注文住宅の新築

子育て世帯<sup>※1</sup>又は若者夫婦世帯<sup>※2</sup>が、新たに発注(工事請負契約)するもの

- ※1 子育て世帯とは、申請時点において、子を有する世帯とする。子とは令和5年4月1日時点で18歳未満(すなわち、平成17(2005)年4月2日以降出生)とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点で18歳未満(すなわち、平成16(2004)年4月2日以降出生)の子とする。
- ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦である世帯とする。若者夫婦とは令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち、昭和58(1983)年4月2日以降出生)とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち、昭和57(1982)年4月2日以降出生)の世帯とする。

#### (2) 新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅<sup>※3</sup>

- ※3 売買契約締結時点において、完成(検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

#### リフォーム

＜子育て世帯・若者夫婦世帯で1戸あたりの上限補助額が20万円を超える場合<sup>※4</sup>は、発注者が自ら居住する住宅が対象＞

#### (3) リフォーム

住宅取得者等<sup>※5</sup>が工事施工業者に工事を発注(工事請負契約)するリフォーム

- ※4 世帯の属性やリフォーム工事内容による1戸あたりの上限補助額については、P.11を参照。
- ※5 リフォームをする住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合、管理組合法人を指す。

(注) 別途定める期間内に交付申請、完了報告が可能なものに限ります。

2. 対象住宅の要件等

## 補助対象期間

新築

リフォーム

### 新築

#### (1) 注文住宅の新築

令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手※1するもの。ただし、令和6年12月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

#### (2) 新築分譲住宅の購入

令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するもの。ただし、令和6年12月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

### リフォーム

#### (3) リフォーム

令和5年11月2日以降に工事に着手※1するもの。  
ただし、令和6年12月31日までにすべての工事が完了した上で交付申請が可能なものに限る。

※1 工事請負契約後に行われる工事であること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

2. 対象住宅の要件等

## 対象住宅の性能要件等

新築

### 新築

#### (1) 世帯要件

子育て世帯又は若者夫婦世帯

#### (2) 対象住宅の性能・延べ面積等

次の①②のいずれか、かつ③～⑤のすべてに該当すること

- ① 長期優良住宅  
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市町村等)にて認定を受けたもの(2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請をしたもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く))
- ② ZEH住宅  
強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以降に認定申請をした認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。)
- ③ 住戸の延べ面積が50㎡以上240㎡以下(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。))により算定します。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めず。以下同じ)のもの
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に原則立地しないもの
- ⑤ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定※により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされています。

(注) 交付申請にあたり、住宅の性能を証明する書類が必要になります。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

補助額

新築

新築

(1) 対象住宅

・長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市町村等）にて認定を受けたもの（2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請をしたもの又は登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの（変更認定は除く）

・ZEH住宅

強化外皮基準かつ再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented）に加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅） **ZEH水準住宅は太陽光無しでもOK！**

(2) 補助額

長期優良住宅：100万円／戸※

ZEH住宅：80万円／戸※ **こどもエコより減額**

※以下の①かつ②に該当する区域に立地している場合、

長期優良住宅は50万円／戸、ZEH住宅は40万円／戸とする

①市街化調整区域

②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）

1

3. 補助額

補助額

リフォーム

リフォーム

(1) 対象工事

①(必須)住宅の省エネ改修

②(任意)住宅の子育て対応改修、防災性向上改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等

(2) 補助額

リフォーム工事内容に応じて定める上限補助額は下表の通り

世帯の属性	既存住宅購入・長期優良住宅の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯又は若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2しリフォームを行う場合※3	60万円
	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合※4	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	30万円
その他の世帯※5	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合	30万円
	上記以外のリフォームを行う場合	20万円

※1 売買契約額が100万円(税込)以上であることとします。

※2 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限りします。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合に限りします。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限りします。

※5 法人、管理組合を含みます。

1



3. 補助額

補助額（リフォーム）

リフォーム

■補助額

下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。

いずれか 必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に応じて 補助額を設定
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	
	③ エコ住宅設備の設置	
任意	④ 子育て対応改修	
	⑤ 防災性向上改修	
	⑥ バリアフリー改修	
	⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
	⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入 <b>7千円/契約</b>	

- (注) 1申請あたり①～⑧の合計補助額が**5万円未満**の場合は補助申請できません。  
 例外として、環境省が実施する「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」、経済産業省が実施する「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー促進事業費補助金」又は「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」において補助申請が受理される場合は、①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして、本事業における1申請当たりの合計補助額が**2万円以上**であれば申請可能とします。
- (注) ④の子育て対応改修に該当する開口部の改修又は⑤の防災性向上改修に該当する開口部の改修のうち、①の開口部の断熱改修の基準を満たすものは、必須工事を実施しているものとして扱います。

3. 補助額

開口部の断熱改修の補助額

リフォーム

①-1 開口部の断熱改修（省エネ基準レベル）

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額とします。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	11,000円	2.8㎡以上	25,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	37,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	8,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	32,000円

**窓リノベを使いましょう!**

※1 ガラス交換は、箇所単位ではなく、交換するガラス1枚あたり補助対象です。  
 ※2 内窓交換を含みます。  
 ※3 ガラスの寸法とします。  
 ※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

3. 補助額

開口部の断熱改修の補助額

リフォーム

①-2 開口部の断熱改修 (ZEHLレベル)

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額とします。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	14,000円	2.8㎡以上	34,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	49,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	10,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	4,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	22,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	43,000円

**窓リノベを使いましょう!**

- ※1 ガラス交換は、簡易工ではガラス交換する窓1枚あたりに補助ドアのガラス交換は対象外です。
- ※2 内窓交換を含みます。
- ※3 ガラスの寸法とします。
- ※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

3. 補助額

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の補助額

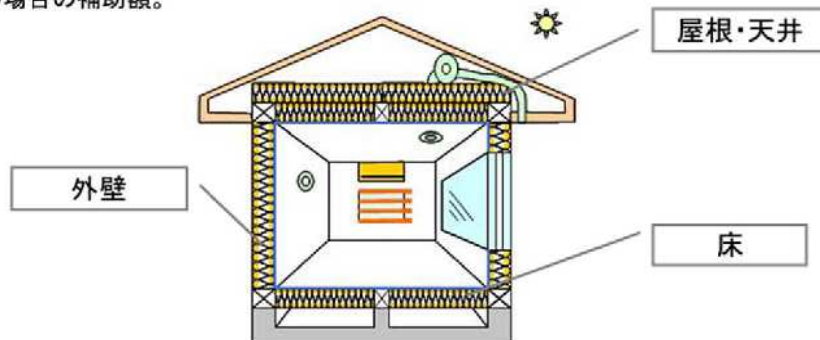
リフォーム

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記の補助額とします。

分類	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000円/戸 (56,000円/戸)※	40,000円/戸 (20,000円/戸)※	72,000円/戸 (36,000円/戸)※
ZEHLレベル	151,000円/戸 (75,000円/戸)※	54,000円/戸 (27,000円/戸)※	96,000円/戸 (48,000円/戸)※

※ 部分断熱の場合の補助額。



3. 補助額

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の断熱材最低使用量 リフォーム

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量(一戸建ての住宅)

分類	断熱材の区分※1	熱伝導率 【単位:W/m <sup>2</sup> ·K】	断熱材最低使用量【単位:m <sup>3</sup> 】		
			外壁※2	屋根・天井	床※3
省エネ基準 レベル	A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	6.0 (3.0)※4	6.0 (3.0)※4	3.0※5 (1.5)※4
	D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)※4	3.5 (1.8)※4	2.0※5 (1.0)※4
ZEH レベル	A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	11.0 (5.5)※4	12.0 (6.0)※4	6.0※5 (3.0)※4
	D、E、F	0.034以下	7.0 (3.5)※4	8.0 (4.0)※4	3.0※5 (1.5)※4

- ※1 断熱材区分「A-1」~「C」と、断熱材区分「D」~「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」~「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」~「C」の使用量に合算して計算することができます。
- ※2 部分断熱の場合は、間仕切壁を含みます。
- ※3 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用します。
- ※4 部分断熱の場合の断熱材使用量を示します。
- ※5 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とします。

3. 補助額

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の断熱材最低使用量 リフォーム

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量(共同住宅)

分類	断熱材の区分※1	熱伝導率 【単位:W/m <sup>2</sup> ·K】	断熱材最低使用量【単位:m <sup>3</sup> 】		
			外壁	屋根・天井	床
省エネ基準 レベル	A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	1.7 (0.9)※2	4.0 (2.0)※2	2.5※3 (1.3)※2
	D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6)※2	2.5 (1.3)※2	1.5※3 (0.8)※2
ZEH レベル	A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	3.1 (1.6)※2	8.0 (4.0)※2	5.0※3 (2.5)※2
	D、E、F	0.034以下	1.9 (1.0)※2	5.7 (2.9)※2	2.3※3 (1.2)※2

- ※1 断熱材区分「A-1」~「C」と、断熱材区分「D」~「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」~「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」~「C」の使用量に合算して計算することができます。
- ※2 部分断熱の場合の断熱材使用量を示します。
- ※3 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とします。

3. 補助額

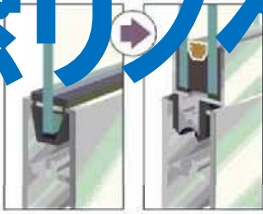
断熱改修の例

リフォーム

開口部の断熱改修

ガラス交換

単板ガラス入りサッシのガラスを  
複層ガラスに交換



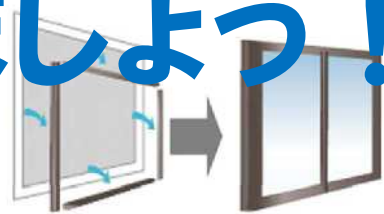
内窓設置

既存サッシの内側に  
樹脂製の内窓を設置



外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、  
新しい断熱窓を取り付け



窓リノベをしましょう!

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、  
敷込断熱等を施工



天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、  
敷込断熱等を施工



既存天井をそのままに  
吹込断熱等を施工



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

1

3. 補助額

エコ住宅設備の設置の補助額

リフォーム

③ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器、蓄電池については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とし、**節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じて補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。**

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		30,000円/戸
高断熱浴槽		30,000円/戸
高効率給湯器		30,000円/戸
蓄電池		64,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	22,000円/台
	上記以外	20,000円/台
節湯水栓		5,000円/台

エコキュート・ハイブリット給湯器は高効率給湯器導入促進事業を使いましょう!

3. 補助額

エコ住宅設備の例

リフォーム

エコ住宅設備

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置



太陽光発電システムではありません！

高断熱浴槽



高効率給湯器

エコキュート・ハイブリット給湯器は高効率給湯器導入促進事業を使いましょう！



蓄電池



節水型トイレ



節湯水栓



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

子育て対応改修の補助額

リフォーム

④-1 子育て対応改修

(i)家事負担の軽減に資する設備の設置、(ii)防犯性の向上に資する開口部の改修、(iii)生活騒音への配慮に資する開口部の改修、(iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修について補助します。

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置

種類		補助額
ビルトイン食器洗機		21,000円/戸
掃除しやすいレンジフード		13,000円/戸※1
ビルトイン自動調理対応コンロ		14,000円/戸※1
浴室乾燥機		23,000円/戸
宅配ボックス	住戸専用※2の場合	11,000円/戸
	共用の場合	11,000円/ボックス※3

※1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

※2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

※3 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合の補助額は44,000円となります。

(注) 共用の宅配ボックスは、設置するボックス数(20を上限とする)に応じた補助額とします。

詳細は(参考2)宅配ボックスの設置をご参照ください。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

子育て対応改修の補助額

リフォーム

④-2 子育て対応改修

(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。

大きさの区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの補助額	面積※1	1箇所あたりの補助額
大	2.8㎡以上	37,000円	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	54,000円
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	26,000円	—	—
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	22,000円	開戸: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	38,000円

※1 外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

3. 補助額

子育て対応改修の補助額

リフォーム

④-3 子育て対応改修

(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	11,000円	2.8㎡以上	25,000円	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	37,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	8,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円	開戸: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	32,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助。ドアのガラス交換は対象外とします。

※2 内窓交換を含みます。 ※3 ガラスの寸法とします。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修 90,000円/戸

詳細は(参考2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修をご確認ください。

3. 補助額

子育て対応改修の例

リフォーム

子育て対応改修

ビルトイン食器洗機※



掃除しやすいレンジフード※



ビルトイン自動調理対応コンロ※



浴室乾燥機※



宅配ボックス※



キッチン対面化



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

防災性向上改修の補助額

リフォーム

⑤ 防災性向上改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。

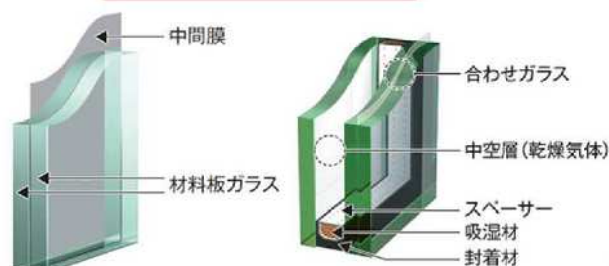
大きさの区分	ガラス交換※1		外窓交換	
	面積※2	1枚あたりの補助額	面積※3	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	17,000円	2.8㎡以上	41,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助。ドアのガラス交換は対象外とします。

※2 ガラスの寸法とします。

※3 外窓のサッシ枠の枠外寸法とします。

防災安全合わせガラス※



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

## バリアフリー改修の補助額

リフォーム

### ⑥ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、**その箇所数によらず**、改修を行った対象工事の種類に応じた補助額の合計とします。

対象工事の種類	工事内容	補助額
手すりの設置※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	5,000円/戸
段差解消※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	7,000円/戸
廊下幅等の拡張※	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28,000円/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事（4.5畳以上設置の場合に限る。）	20,000円/戸

※ 原則として、バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じます。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

## バリアフリー改修の例

リフォーム

### バリアフリー改修

#### 手すりの設置※1

階段に手すりを設置



#### 段差解消※1

寝室と廊下の段差を解消



#### 廊下幅等の拡張※1

居間の出入口の幅を拡張



#### 衝撃緩和畳の設置※2



※1 原則として、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が本制度の対象となります。

※2 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD



## 3. 補助額

## 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置の補助額

リフォーム

## ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

設置を行った設備の下表に掲げる冷房能力に応じた補助額にその台数を乗じて補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。

エアコンの冷房能力	補助額
3.6kW以上	26,000円/台
2.2kW超～3.6kW未満	23,000円/台
2.2kW以下	19,000円/台



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 3. 補助額

## リフォーム瑕疵保険等への加入の補助額

リフォーム

## ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

以下のリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、補助額を補助します。

7,000円/契約

- 国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

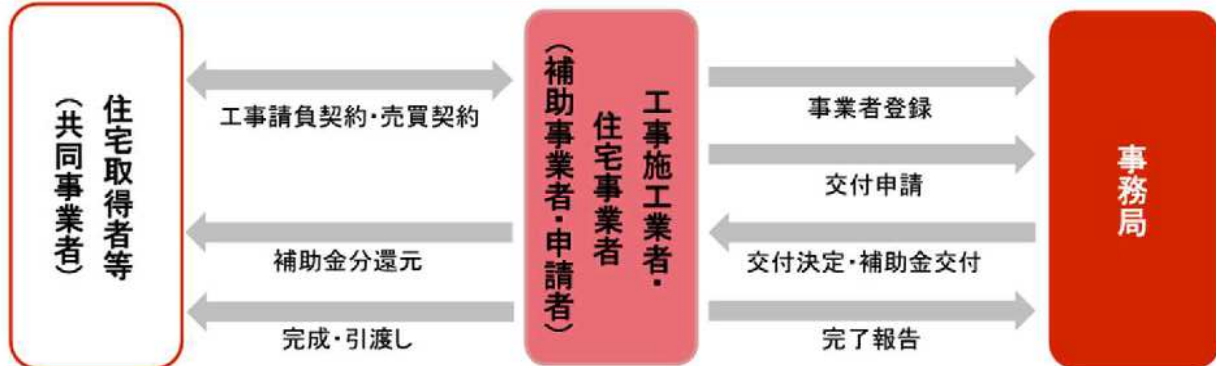
4. 申請手続き

事業全体の流れ

新築

リフォーム

- ・事業者の方々に、補助事業者として、申請手続きを行っていただきます。
- ・住宅取得者等は、共同事業者として、すべての申請手続きに協力するものとします。
- ・補助金は、事業者から住宅取得者等に全額を還元していただきます。
- ・事務局への申請手続きは、全てオンラインで行います。



補助事業のタイプ	補助事業者(申請者)	共同事業者
(1) 注文住宅の新築	建築事業者(工事請負業者)*	建築主
(2) 新築分譲住宅の購入	販売事業者(販売代理を含む)	購入者
(3) リフォーム工事	工事施工業者(工事請負業者)*	工事発注者

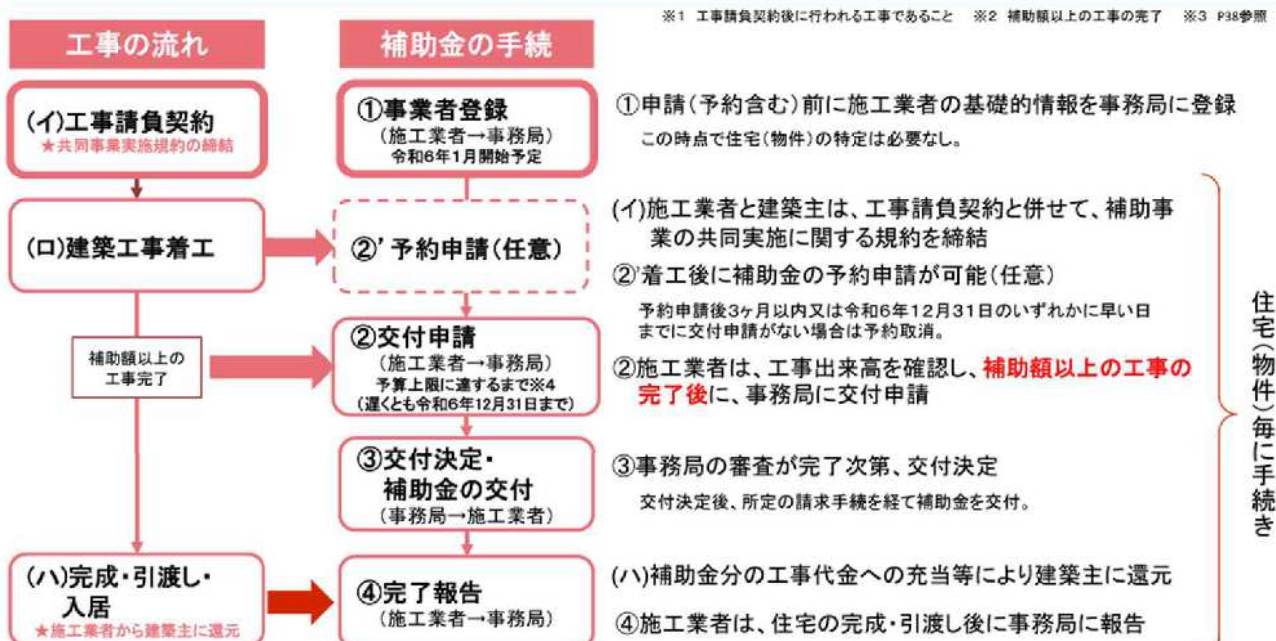
※ 対象工事を複数の事業者に発注(分離発注)する事業は、1事業者(代表事業者)がすべての手続と補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者及び他の工事請負業者が手続に協力することが必要になりますので、ご注意ください。

4. 申請手続き

基本的な申請の流れ (注文住宅の新築)

新築

- 令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手※1する住宅が補助対象です。
- ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※2に達しているとともに、別途定める期間内※3に申請、完了報告が可能なものに限りです。



※1 工事請負契約後に行われる工事であること ※2 補助額以上の工事の完了 ※3 P38参照

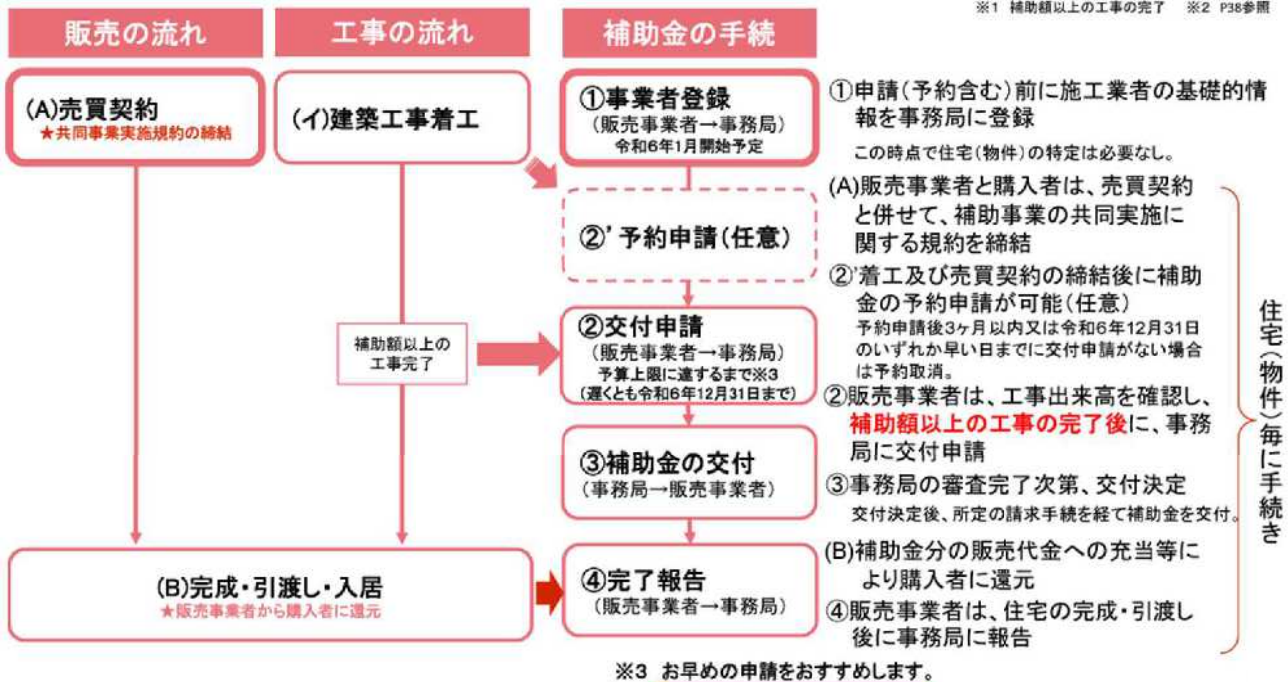
※4 お早めの申請をおすすめします。

4. 申請手続き

基本的な申請の流れ（新築分譲住宅の購入）

新築

- 令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内※2に申請、完了報告が可能なものに限ります。



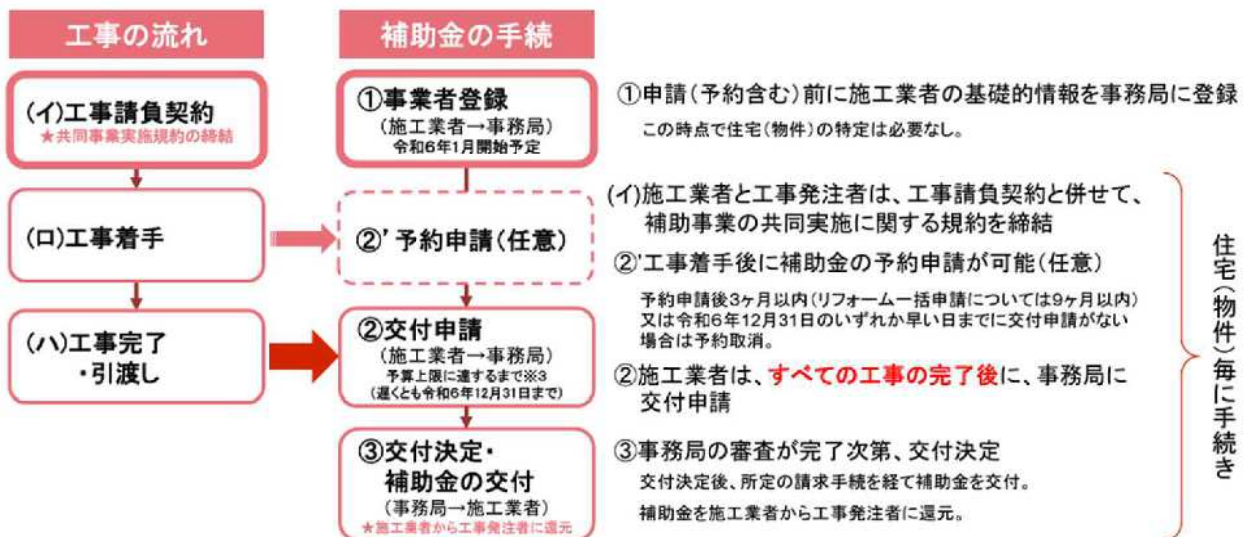
4. 申請手続き

基本的な申請の流れ（リフォーム）

リフォーム

- 令和5年11月2日以降に工事に着手※1し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅が補助対象です。
- ただし、令和6年12月31日までに申請が可能なものに限ります。

※1 工事請負契約後に行われる工事であること



## 4. 申請手続き

## 補助金交付に必要となる手続①

新築

リフォーム

## 1. 事業者登録の内容

- 令和6年1月中旬より事務局ホームページにおいて登録受付開始予定。
- 「こどもエコすまい支援事業を含む住宅省エネ2023キャンペーン」の登録事業者は、反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常よりも簡易に登録が可能となります。
- 事業者単位での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。

## 【主な登録事項】

事業タイプ	新築		リフォーム
	注文住宅	分譲住宅	
事業者情報	法人：法人名称、法人番号／(必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名／(必要書類)事業主の印鑑証明		
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅／分譲住宅／リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)		
事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可／ 住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者／登録団体の構成員の場合)



登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 4. 申請手続き

## 補助金交付に必要となる手続②

新築

リフォーム

## 2. 共同事業実施規約について

- 原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者(工事施工業者・住宅販売事業者)と共同事業者(住宅取得者等)との間で、補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め(共同事業実施規約)を締結し、交付申請時に提出
- 規約の主な内容(事務局からひな形を提示)
  - ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること
  - ②補助金の受取方法(工事代金等に充当、又は、補助事業者が一旦受領して住宅所有者に引渡し)
  - ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること
  - ④補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等は、その責めの程度を勘案して負担するものとし、その程度の範囲と方法について予め双方で取り決めを行うこと。(本取り決めは商談の段階(工事請負契約や売買契約を締結する前の段階)から明確化しておくことが望ましい)

## 3. 交付申請の予約について

- 新築・リフォームともに建築工事着工後に補助金の交付申請の予約が可能です(任意)。予約によって補助金が一定期間確保されます。
- 予約申請後3ヶ月以内(リフォーム一括申請については9ヶ月以内)又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。  
※予約を行っただけでは、交付申請を行っただけになりませんのでご注意ください。
- 予約申請及び交付申請の入力情報に基づき、事務局で補助金額を把握・管理し、予算上限に達した場合、予約申請・交付申請の受付を終了します。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

4. 申請手続き

補助金交付に必要なとなる手続③

新築

4. 交付申請時の工事出来高の確認について

- 新築については、工事全体の完了前であっても、**補助額以上の工事出来高への到達が確認できた時点で補助金の交付を可能**とします。
- **工事の状況について建築士が確認**を行った上で、出来高確認書※1を作成し、交付申請時に提出していただきます。  
※1 指定様式。工事写真を含みます。
- 建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

① **基礎工事の完了** (杭基礎の場合は杭工事の完了)

② **建物価額 × 工事出来高(〇%) ≥ 戸当たり補助額※2 × 住戸数※3**

※2 建物の性能や立地に応じて40~100万円 ※3 戸建住宅:1戸、共同住宅:当該住宅の全住戸数(申請しない住戸を含みます)

<<基礎工事完了の写真イメージ>>



4. 申請手続き

申請期限等 (予定)

新築

		令和5年 11月2日	令和6年 3月下旬	令和6年 12月31日	令和7年 3月31日	令和7年 7月31日	令和8年 4月30日	令和9年 2月28日	
着工の時期	基礎工事より後の工程の工事着手	基礎工事より後の工程の工事着手※1			遅くとも令和6年12月31日まで				
		※1 注文住宅の場合、工事請負契約後に行われる工事であること							
手続きの時期	事業者登録	令和6年1月中旬開始予定	事業者登録	遅くとも令和6年12月31日まで※2					
	補助金交付申請	令和6年3月下旬	予約申請※3	予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※2					
		令和6年3月下旬	交付申請※3	予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※2					
		※2 お早めの申請をおすすめします。 ※3 交付申請を行い、交付決定されるには、 ①住宅の性能等を証明する証明書 ②出来高確認書の両方が必要となりますが、建物の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。							
			補助金交付※4						
		※4 交付された補助金は建築主・購入者に還元する必要があります。							
完了報告	準備が整い次第開始~			完了報告(戸建住宅)		令和7年7月31日まで			
	準備が整い次第開始~			完了報告(共同住宅等で階数が10以下)			令和8年4月30日まで		
	準備が整い次第開始~			完了報告(共同住宅等で階数が11以上)			令和9年2月28日まで		

4. 申請手続き

申請期限等（予定）

リフォーム

		令和5年 11月2日	令和6年 3月下旬	令和6年 12月31日	令和7年 3月31日
契約・着工の時期	既存住宅の購入	売買契約※1		遅くとも令和6年12月31日まで	
	工事着手	工事着手※2		遅くとも令和6年12月31日まで	
手続きの時期	事業者登録	令和6年1月中旬開始予定	事業者登録	遅くとも令和6年12月31日まで※3	
	補助金交付申請	令和6年3月下旬	予約申請※4	予算上限に達するまで(遅くとも令和6年11月30日まで)※3	
		令和6年3月下旬	交付申請※4	予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)※3	
補助金交付	補助金交付※5				

※1 既存住宅購入による上限引き上げの場合、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合があります。

※2 工事請負契約後に行われる工事であること

※3 お早めの申請をおすすめします。

※4 交付申請を行い、交付決定されるには、工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内(リフォーム一括申請については9ヶ月以内)又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。

※5 補助金は交付決定され次第交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

先進的窓リノベ2024事業の概要

(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)

別添 1

令和5年度補正予算：1,350億円

1 制度の目的

断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現及び家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現します。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓への改修※に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

※ 経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に対象工事（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう）に着手したものを対象とする。なお、窓の改修と同一契約内でドア（開口部に取り付けられているものに限る）についても断熱性能の高いドアに改修する場合には、補助の対象とする。

**補助対象**

窓のリフォーム工事

高性能な断熱窓 (Uw値1.9以下等) へのリフォーム

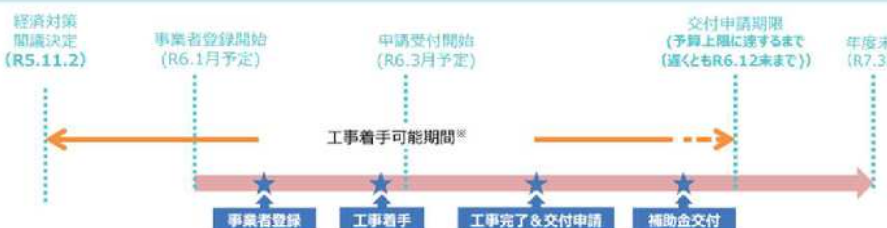
内窓設置   外窓交換   ガラス交換

**補助額の例**

例：戸建住宅・低層集合住宅

グレード	大きさの区分			
	大 (2.8㎡～)	中 (1.6～2.8㎡)	小 (1.6㎡未満)	
内窓設置	SS	112,000	76,000	48,000
	S	68,000	46,000	29,000
	A	52,000	36,000	23,000
外窓交換 (カバー工法)	SS	220,000	163,000	91,000
	S	149,000	110,000	74,000
	A	117,000	87,000	58,000

3 手続き



HIRANO SHOJI CO.,LTD

# 先進的窓リノベ2024事業に関する 説明資料

※ 本資料は、令和5年12月12日時点のものです。  
今後修正があった場合は、環境省のホームページ等において、公表します。

※ **本事業は、リフォーム事業者が申請者となる補助事業であり、一般消費者はこれらの事業者から補助金の還元を受けることとしております。**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

<https://www.env.go.jp/content/000178099.pdf>

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 01 事業の目的・概要

断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現及び家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現させることを目的とします。



**既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行います。**

### 既存住宅における断熱窓への改修

- 補助額 : 工事内容に応じて定額
- 対象 : 窓（ガラス・サッシ）・ドアの断熱改修工事  
(熱貫流率(Uw値) 1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)



HIRANO SHOJI CO.,LTD

02

## 対象要件等 補助対象事業

以下に該当する事業を補助対象とします。



### 住宅所有者等※<sup>1</sup>がリフォーム事業者に工事を発注 (工事請負契約※<sup>2</sup>)して実施するリフォーム工事。

※<sup>1</sup> 住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合・管理組合法人をいいます。

※<sup>2</sup> 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

02

## 対象要件等 補助対象期間

下記ABの両方を満たすこと。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りです。

A

**令和5年11月2日以降に対象  
工事※に着手し、令和6年12月  
31日までに工事が完了するもの**

B

**別途定める事業者登録を完了し、  
令和6年12月31日までに工事  
が完了するもの**

※ 断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう。また、工事請負契約後に行われる工事であること。

#### <注意>

先進的窓リノベ事業（令和4年度補正予算）で補助金の交付を受けた窓は、本事業では補助対象として取り扱われません。これは当該交付を受けた補助金を返還した場合であっても同様です。

（交付決定後、補助金の振込前に交付申請の取り上げを行った場合を除く。）

HIRANO SHOJI CO.,LTD



02 対象要件等  
改修後の窓の性能

改修後の窓の性能が、対象住宅の種類に応じて下表に掲げる熱貫流率※1の基準を満たすものについて、補助金交付の対象となります。

	ガラス交換※2	内窓設置※3	外窓交換 (カバー工法※4)	外窓交換 (はつり工法※5)
戸建住宅および 低層集合住宅※6	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下
中高層集合住宅※7	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw2.3以下	Uw1.9以下

- ✓ 申請する際には、対象工事に関する証明書等※8が必要になります。
- ✓ 同一の住宅について、上表に掲げる性能等を満たすリフォーム工事を複数回行う場合、複数回の申請を行うことが可能です。なお、一つの窓に対し、複数回の改修を行うことはできません。
- ✓ 本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度については、原則として、本事業との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

※1 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.2開口部 5.2.4大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）又は大部分が不透明材料で構成されている開口部（ドア等）の熱貫流率」（令和4年9月更新）に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1などによる方法の他、当該窓の仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

※2 既存窓のガラスのみを取り外し、既存窓枠をそのまま利用して、複層ガラス等に交換するものをいいます。障子交換も含まれます。

※3 既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するもの（外皮部分に位置する既存外窓またはドアの開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものをいいます。）をいいます。

※4 既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工法をいいます。

※5 既存窓のガラス及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

※6 3階建以下の集合住宅をいいます。

※7 4階建以上の集合住宅をいいます。

※8 性能証明書（本事業実施のために新たに定めるもの）及び工事写真（工事前後）

03 補助額等  
対象住宅のタイプ毎の補助額

(1) 戸建住宅・低層（3階建以下）集合住宅における補助額

補助単価×施工箇所数 = 1つの住宅における合計補助額 とします。

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

	グレード	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	大きさの区分			
			大※1	中※2	小※3・極小※4	
ガラス交換※5	S S	Uw1.1以下	55,000	34,000	11,000	
	S	Uw1.5以下	36,000	24,000	7,000	
	A	Uw1.9以下	30,000	19,000	5,000	昨年対比
内窓設置	S S	Uw1.1以下	112,000	76,000	48,000	約10%減
	S	Uw1.5以下	68,000	46,000	29,000	約20%減
	A	Uw1.9以下	52,000	36,000	23,000	約25%減
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	220,000	163,000	109,000	約20%増
	S	Uw1.5以下	149,000	110,000	74,000	約20%増
	A	Uw1.9以下	117,000	87,000	58,000	約15%増
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000	±0
	S	Uw1.5以下	118,000	87,000	59,000	約5%減
	A	Uw1.9以下	92,000	69,000	46,000	約10%減

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4㎡以上。サッシ（一箇所）の面積2.8㎡以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ（一箇所）の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外。

04

補助額等

## 補助対象とするドアの改修工事について

- 改修を行う住戸のドア（住宅の外皮部分にある開口部に取り付けられているものに限ります※）を、窓の改修と同一契約内で断熱性能の高いドアに改修する場合に限り、補助の対象とします。
- 単価については、当該ドアの改修方法、断熱性能（窓の熱貫流率を表すUw値を、ドアの熱貫流率を表すUd値に置き換えます）及び大きさに基づき判断し、相当する窓の単価を適用します。
- なお、窓と同様、ドアについても、事務局に対象製品として登録されたものに限ります。また、断熱性能については、欄間や袖などが対象製品の一部として登録されている場合にはこれらも含めて判断します。

**ドアデザイン仕様により、対象機種が制限されます。  
ご注意ください！**

HIRANO SHOJI CO.,LTD

04

申請手続

## 事業全体の流れ

- リフォーム事業者の方々に、補助事業者として申請手続を行っていただきます。
- 住宅所有者等は、共同事業者として、すべての申請手続に協力するものとします。
- 補助金は、事業者から住宅所有者等に全額を還元していただきます。



**申請者：リフォーム事業者（工事請負業者）※**

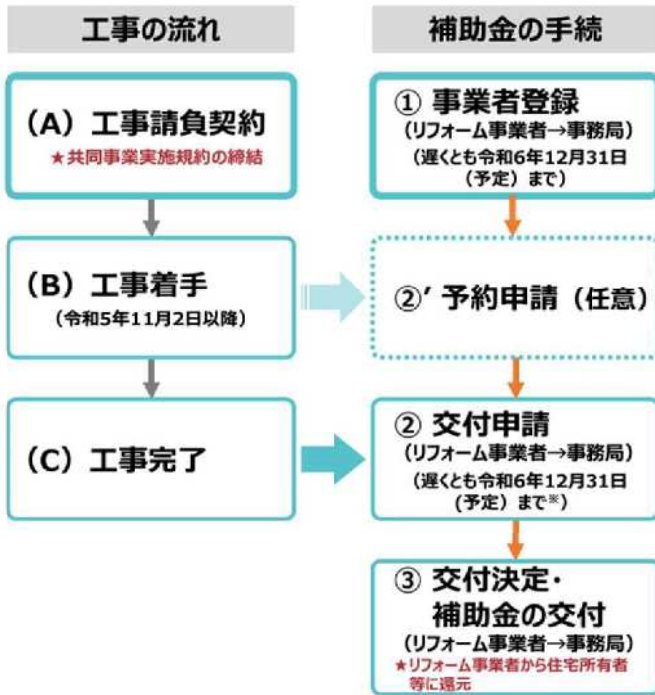
※ 対象工事を複数の事業者に発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力する必要がありますので、ご注意ください。



HIRANO SHOJI CO.,LTD

04

申請手続  
基本的な申請の流れ



- ① **リフォーム事業者の基礎情報を事務局に登録**  
この時点で住宅(物件)の特定は必要なし。事業者登録後に交付申請が可能となります。契約・着工は事業者登録の前でも可能です。  
(A)リフォーム事業者と住宅所有者等は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結
- ②' **工事着手後に補助金の予約申請が可能(任意)**  
予約提出後3ヶ月以内(集合一括申請の場合は9ヶ月以内)かつ交付申請期間内に申請が無かった場合は予約取消
- ② **施工業者は、すべての工事完了後に事務局に交付申請**
- ③ **事務局の審査が完了次第、交付決定**  
交付決定後、所定の請求手続を経て補助金を交付。補助金をリフォーム事業者から住宅所有者等に還元。

※ 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性があります。

04

申請手続  
補助金交付に必要なとなる手続①

1 事業者登録について



**期間：令和6年1月中旬～遅くとも令和6年12月31日(予定)**

- 事務局のホームページにおいて登録受付開始予定です。
- 令和4年度補正予算に基づく、「こどもエコすまいる支援事業」、「給湯省エネ事業」及び「先進的窓リノベ事業」の登録事業者は、所定の手続きにより反対の意思がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものをみなし、通常よりも簡易に登録が可能です。
- 事業者単位**での登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)となります。
- 本事業の交付申請を行うためには、**本事業の事務局が定める登録規約※に同意の上、所定の手続きに従い下記に定める書類を提出し、事業者登録を完了**する必要があります。

※ リフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供等の要件があります。

【登録時に必要な主な事項】

事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人：法人名称、法人番号／(必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明書</li> <li>個人：屋号、個人事業主の氏名／(必要書類)事業主の印鑑証明書</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施予定のリフォーム事業の内容</li> <li>受注可能エリア(都道府県を選択)</li> </ul>
事業免許等	建設業許可／住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者／登録団体の構成員の場合)



登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開。

04

申請手続

## 補助金交付に必要となる手続②

## 2 共同事業実施規約について

- 原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者（工事施工業者）と共同事業者（工事発注者）との間で、**補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）**を締結し、交付申請時に提出が必要です。
- 規約の主な内容（事務局からひな形を提示）
  - ① 必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること
  - ② 補助金の受取方法（工事代金等に充当、又は、補助事業者が一旦受領して住宅所有者に引渡し）
  - ③ 補助事業実施上の遵守事項を遵守すること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

04

申請手続

## 補助金交付に必要となる手続③

## 3 交付申請について

**交付申請期間：令和6年3月下旬～遅くとも令和6年12月31日（予定）**

☆ 集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）は5月中に申請受付を開始予定。

- 交付申請の締め切りは、**予算の執行状況に応じて公表**します。
- 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、P11.12に示す**補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。**
- 交付申請に必要な提出書類については、「5 提出書類について」を参照ください。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

04

申請手続

## 補助金交付に必要となる手続④

### 4 交付申請の予約について

- 以下の期間は、**工事着手後に補助金の交付申請の予約が可能です**（任意）。予約によって補助金が一定期間確保されます。



**予約提出期間：令和6年3月下旬～遅くとも令和6年11月30日（予定）**

☆集合住宅の一括申請（集合住宅における複数戸の交付申請を一括で行うもの）は5月中に予約受付を開始予定。

- 予約提出後3ヶ月以内（集合住宅の一括申請の場合は9ヶ月以内）かつ交付申請期間内に申請がなかった場合、その予約は取り消されます。**  
※予約を行っただけでは、交付申請を行ったことにはなりませんのでご注意ください。
- 予約の完了はあくまでも着手から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、**交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。**

04

申請手続

## 補助金交付に必要となる手続⑤

### 5 提出書類について

#### 1. 事業者登録

- 事業者登録に提出が必要な書類は、法人以外は次のA及びB、法人の場合はA～Cの書類です。**  
A. 事業者登録申請書（指定の様式） ※印鑑証明書に登録された実印での押印が必要です。  
B. 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）  
C. 商業法人登記の写し（発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの）

#### 2. 交付申請及び交付申請の予約

- 交付申請・交付申請の予約を行う際は、下表に「○」の記載がある書類が必要となります。**

提出が必要な書類	予約有		予約無
	交付申請の予約	交付申請	交付申請
本補助金の利用について工事発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）	○		○
工事請負契約書の写し	○		○
工事発注者の本人確認書類 （個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、法人：商業法人登記の写し等）	○		○
工事を実施する住宅に係る書類（登記事項証明書の写し等）	○※1		○※1
対象工事内容に応じた性能を証明する書類 （工事箇所毎に提出）	性能を証明する書類 （性能証明書・納品書等）		
	○	○	○
	○	○	○
工事着手したことがわかる写真（交付申請毎に1枚必要）	○※2		

※1 申請額が30万円以上の場合に必要となります（詳細は事務局が別に定める申請マニュアル等を参照）。

※2 工事箇所不可逆的な変化(工事の完了でも可)が確認できる写真が必要となります。



# 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー 推進事業費補助金の概要（予定）

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
水素・アンモニア課

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231110004/20231110004-2.pdf>

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 事業概要（予定）

令和5年度補正予算案：580億円

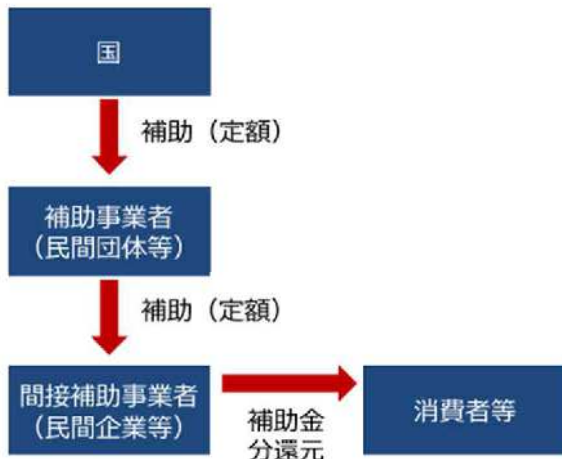
### 事業概要

- 給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。このため、給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効。
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う出力制御対策や②寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

### 事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※申請手続は、消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。



### 補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

※機器・性能毎に一定額を補助。

※高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算補助。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所) アイシン

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

### 補助金の対象給湯設備

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池 (エネファーム)
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、 <b>気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</b>	<b>ヒートポンプ給湯器とガス給湯器を組み合わせ</b> てお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。	都市ガスやLPガス等から作った <b>水素と空気中の酸素の化学反応により発電</b> するとともに、 <b>発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</b>
価格 (機器+工事費)	55万円程度	65万円程度	130万円程度
主な補助額	10万円/台 <small>※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器</small>	13万円/台 <small>※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器</small>	20万円/台 <small>※レジリエンス機能を強化した機器</small>
商品イメージ	 出所) 三菱電機	 出所) リンナイ	 出所) アイシン
追加措置	<b>蓄熱暖房機<sup>*1</sup>、電気温水器を撤去する場合</b> +10万円(蓄熱暖房機) +5万円(電気温水器) <small>*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。</small>		

### 高効率給湯器導入補助金における補助額 (案)

- ※ A: 昼間の余剰再生エネ電気を活用でき、インターネットに接続可能な機種
- B: 補助要件下限の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ない機種
- C: レジリエンス機能が強化された機種

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)		ハイブリッド給湯機		家庭用燃料電池 (エネファーム)	
補助額	基本額	8万円/台	基本額	10万円/台	基本額	18万円/台
	A	10万円/台	AorB	13万円/台		
	B	12万円/台	A&B	15万円/台	C	20万円/台
	A&B	13万円/台				

機器の導入に加えて、以下を実施

○高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合

	蓄熱暖房機	電気温水器
加算額	10万円/台 (上限2台まで)	5万円/台 (上限2台まで)

※それぞれの補助額に該当する具体的な対象設備は後日公表予定



## 既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業の概要 (予定)

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231110004/20231110004-3.pdf>

HIRANO SHOJI CO.,LTD

### 事業概要 (予定)

令和5年度補正予算案 : 185億円

#### 事業目的

本事業は、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第6次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

#### 事業スキーム

賃貸オーナー等に対し、既存賃貸集合住宅でのエネルギー消費量を削減するために必要な省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続は、個人・民間企業等と契約の締結等を行った間接補助事業者（民間企業等）が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を個人・民間企業等に還元する。



#### 対象設備

	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ/エコフィール)
エネルギー源	都市ガス/L P/石油
特徴	従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。
価格 (機器+工事費)	20~35万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円/台 追い焚き機能あり：7万円/台
主な条件	既存賃貸集合住宅において、一定の基準を満たしたエコジョーズまたはエコフィールに取り替える ※従来型給湯器からの取替に限る

※対象設備や補助スキームの詳細は追って公表予定。

HIRANO SHOJI CO.,LTD



# 住宅の省エネリフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算  
 ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省） 1,350億円  
 ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省） 580億円  
 ・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省） 185億円  
 ・子育てエコホーム支援事業（国土交通省） 2,100億円（新築・リフォームの合計）

## 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

## 対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,4 先進的窓リノバ事業	高性能の断熱窓（熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,4 高効率給湯器の設置 給湯省エネ事業	高効率給湯器（(a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池）	定額（下記は主な補助額） (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円 追焚機能有り:7万円
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4 子育てエコホーム支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽等）の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ・その他の世帯:上限20万円/戸	
②その他のリフォーム工事※3,4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 ・その他の世帯:上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）による支援（令和5年度補正予算）  
 ※2 高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）による支援（令和5年度補正予算）  
 ※3 子育てエコホーム支援事業（国土交通省）による支援（令和5年度補正予算）  
 ※4 ①1）、3）及び②1）については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降にリフォーム工事に着手したもの、②2）については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に対象工事に着手したものに限り（いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要）。

2024年2月13日※スタート!



## 子育て世帯を応援する 【フラット35】 子育てプラス が新登場!

- 子どもの人数等に応じて  
**金利引下げ**
- 金利引下げ幅を  
**最大年▲1.0%に拡充**



家族構成と建て方に合わせた組合せで金利を引下げ! まずはメニューをチェック  (下記①～④のグループごとに選択できるメニューは1つまでです。)

新築戸建住宅
新築マンション
中古住宅
中古住宅+リノベ

**① 家族** 家族構成を  
確認しましょう

**NEW 【フラット35】子育てプラス**

- 若年夫婦世帯<sup>※1</sup>または子ども<sup>※2</sup>1人 ●
- 子ども<sup>※2</sup>2人 ●●
- 子ども<sup>※2</sup>3人 ●●●
- 子ども<sup>※2</sup>N人 ●×N

**② 住宅** 性能を  
確認しましょう

**【フラット35】S**

- ZEH ●●●
- 金利Aプラン ●●
- 金利Bプラン ●

**【フラット35】リノベ**

- 金利Aプラン ●●●●
- 金利Bプラン ●●●

**③ 住宅** 管理・修繕を  
確認しましょう

**【フラット35】維持保全型**

- 長期優良住宅 ●
- 予備貯定マンション ●
- 管理計画策定マンション ●
- 安心R住宅 ●
- インスペクション実施住宅 ●
- 既存住宅売買瑕疵保険付住宅 ●

**④ エリア** エリアを確認  
しましょう

**【フラット35】地域連携型** **【フラット35】地方移住支援型** 地方公共団体の実態があるエリアの場合、下記のいずれかをチェック◎

- 子育て支援・空き家対策 ●●●
- 地域活性化 ●●●
- 地方移住支援型<sup>※3</sup> ●●●

**NEW** チェックした項目の●の数を記入!  
合計ポイントに応じて金利を引下げ!

新築戸建住宅 + 新築マンション + 中古住宅 + エリア = **ポイント<sup>※</sup>**

※【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は、4ポイント(当初5年間年▲1.0%)が上限です。

1ポイント	当初5年間	6～10年目
●	年▲0.25%	
2ポイント	当初5年間	6～10年目
●●	年▲0.50%	
3ポイント	当初5年間	6～10年目
●●●	年▲0.75%	
4ポイント	当初5年間	6～10年目
●●●●	年▲1.00%	
5ポイント	当初5年間	6～10年目
●●●●●	年▲1.00%	年▲0.25%
6ポイント	当初5年間	6～10年目
●●●●●●	年▲1.00%	年▲0.50%

※【フラット35】子育てプラスおよび新しいポイント制度は、2024年2月13日以降の資金取付分から適用します。

金利引下げメニューについて、詳しくはこちらをチェック!

【フラット35】S 【フラット35】リノベ 【フラット35】維持保全型

【フラット35】地域連携型 【フラット35】地方移住支援型

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 60歳からの住宅ローン

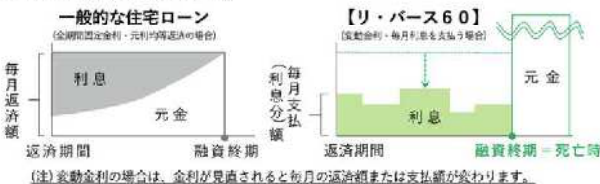
# 【リ・バース60】

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。

住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構  
(旧「住宅金融公庫」)

毎月のお支払は、利息のみ

毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまが亡くなられたとき<sup>※1</sup>に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただくため、一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担が少なく、例えば年金収入の方にもご利用いただいています。<sup>※2</sup>



相続時に相続人の方が残った債務を返済する必要のないノンリコース型を用意

元金は、お客さまが亡くなられたとき<sup>※1</sup>に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただけます。担保物件(住宅および土地)の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、次の図のうちいずれかの取扱いとなります。

※3  
約99%のお客さま  
が選択!

**ノンリコース型**<sup>※4</sup>  
相続人の方は残った債務を返済する必要はありません

**リコース型**  
相続人の方は残った債務を返済する必要があります

または

お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合または相続人の方が一括返済された場合は、担保物件(住宅および土地)を売却する必要はありません。

令和6年2月9日(金)午後3時～  
住宅金融支援機構セミナー開催決定!

## リフォーム計画立案サポート

複雑なリフォーム補助の中から最適なリフォームプランをご提案いたします。

お客様とのお打ち合わせに同席させていただきます！

インスペクション・耐震診断もサポートいたします。  
補助金申請も代行いたします。手数料は別途相談

お問合せ先： 平野商事(株)平野公彦  
kihirano@hirano-shoji.co.jp  
090-1495-8076

HIRANO SHOJI CO.,LTD

## 証明書取得サポート

BELS・認定低炭素

代行手数料 ￥40,000.

審査機関審査料 ￥40,000.

合計 ￥80,000.(税別)

フラット35S設計審査

代行手数料 ￥40,000.(税別)

※設計審査・現場検査料を含め直接審査機関にお支払いいただきます。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

# エネルギーコストシミュレーションサポート

## お施主様からこんなこと聞かれませんか？

- 住宅性能を上げて、光熱費はどれだけ安くなるの？
- 太陽光発電でどれだけ電気代得するの？
- 電力会社の料金メニューどのプランがお得なの？

**建設費を含め物価高の今、  
いい加減な回答は通用しないかも？**

- I工務店と比べて性能は？ 建設費は？ 電気代は？

**日本で一番省エネといわれるハウスメーカーも  
建設費と電気代を比べてみれば・・・**

電気料金シミュレーション入力シート

東北電力

電力単価 東北電力の電力単価を入力

従量電灯B	PV無し結算		よりそう+ eネットバ リユー		PV無し結算		よりそう+ ファミリ バリュー		PV無し結算		よりそう+ ナイト&ホリ デー		PV無し結算		よりそう+ スマートタイ ム		PV有り結算		燃料調整費・再エネ等			
	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価		
基本料金60A	2217.6		基本料金60A	2162.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6	基本料金60A	2217.6
～120KWh	29.71		～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71	～120KWh	29.71
120～300KWh	36.48		120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48	120～300KWh	36.48
300KWh超過	40.41		300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41	300KWh超過	40.41

1年間の電力消費量 QPEXの「1次エネルギー-計算結果」の「家電での消費エネルギー」の値を入力

消費量 [kWh]	
暖房	1458
冷房	104
換気	287
給湯	2143
照明	494
家電	1782
調理	610
合計	6878

新住協のQPEXで  
エネルギー消費量を計算

東北電力の料金メニュー  
から電気単価を入力

1年間の電力消費量と電気料金区分の割合 ナイト&ホリデー・スマートタイムの場合、休日・時間帯ごとに配分しています。お客様の生活スタイルに合わせ適宜変更し

時間割合	理由		
	平日昼間	夜間	休日
暖房	38.9%	27.8%	33.3%
冷房	38.9%	27.8%	33.3%
換気	38.9%	27.8%	33.3%
給湯	0.0%	66.7%	33.3%
照明	33.4%	33.3%	33.3%
家電	42.8%	23.9%	33.3%
調理	50.0%	16.7%	33.3%
太陽光発電	55.6%	11.1%	33.3%

生活スタイルにあわせ  
時間帯別の電力使用割合を推計

新住協のQPEXから  
月別の冷暖房使用割合を入力

月別冷暖房電気消費割合 QPEXの「計算結果」より「月別データ」から暖房00・冷房00の「各月の割合」を入力

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
暖房月別消費割合	26.5%	21.6%	14.8%	5.6%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	8.9%	22.0%	100.0%
冷房月別消費割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	24.4%	44.6%	29.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

太陽光発電設備を電算 太陽光発電設備メーカーのシミュレーションから各月の発電量を入力

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
積雪による影響割合	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	
発電量 [kWh]	148	203	333	403	443	427	404	392	329	282	167	125	3657
積雪考慮発電量	0	0	167	403	443	427	404	392	329	282	167	63	3076

太陽光発電自家消費率計算 建築研究所の「太陽光発電自家消費率計算」プログラム

発電量 [MJ]	34,088
先電量 [MJ]	19,879
自家消費量 [MJ]	14,189
自家消費率	41.6%

建築研究所Webプログラム  
で発電自家消費率を計算

太陽光発電メーカーの発電シミュレーションの  
値を入力・積雪による影響も考慮

よりぞう+スマートタイムとは？

■スマートタイム、よりぞう+スマートタイムは、電力会社との協力で導入できる料金メニューです。標準料金に比べて、ピーク時の電力消費を抑えることで、電気料金を削減できます。

10kVAまで 4,356.00円  
10kVAを超え 435.6円/kWh  
27時 平日夜間 29円/kWh  
平日昼間 35円/kWh  
休日 29円/kWh

電気料金シミュレーション

東北電力 よりぞう+スマートタイム PV無し 入力シートへ戻る

区分	基本料金	燃料調整費	再エネ調整	電気料金
基本料金6kVA	2877.6			2877.6
平日昼間	28.14	-10.24	1.4	28.14
平日夜間	35.91	-10.24	1.4	27.07
休日	29.91	-10.24	1.4	21.07

区分	時間帯	割合	理由
時間割合	28.9%	27.9%	23.3%
電量割合	28.9%	27.9%	23.3%
費用割合	30.9%	27.9%	23.3%
昼間	30.9%	27.9%	23.3%
夜間	30.9%	27.9%	23.3%
休日	30.9%	27.9%	23.3%

区分	消費量	単価	合計
基本料金6kVA		4356	52.272
平日昼間	1.952	28.14	54.916
夜間・休日	4.926	21.07	103.787
合計			210.975
電気単価(平均)			30.68
電気単価(給湯除く)			35.02
電気単価(給湯)			21.07

区分	消費量	単価	合計
基本料金6kVA		4356	52.272
平日昼間	1.952	28.14	54.916
夜間・休日	4.926	21.07	103.787
合計			210.975
電気単価(平均)			30.68
電気単価(給湯除く)			35.02
電気単価(給湯)			21.07

年間の推定エネルギーコストが計算できます。

よりぞう+ナイト&ホリデーの電気料金単価

区分	消費量	単価	合計
基本料金6kVA		2877.6	34.531
平日昼間~60kWh	720	26.07	18.770
平日昼間~140kWh	836	34.83	29.112
平日昼間140kWh~	396	41.39	16.379
夜間・休日	4,926	18.48	98.792
合計			197.585
電気単価(平均)			28.73
電気単価(給湯除く)			33.37
電気単価(給湯)			18.48

電気料金シミュレーション

東北電力 よりぞう+スマートタイム PV無し 入力シートへ戻る

区分	基本料金	燃料調整費	再エネ調整	電気料金
基本料金6kVA	2877.6			2877.6
平日昼間	28.14	-10.24	1.4	28.14
平日夜間	35.91	-10.24	1.4	27.07
休日	29.91	-10.24	1.4	21.07

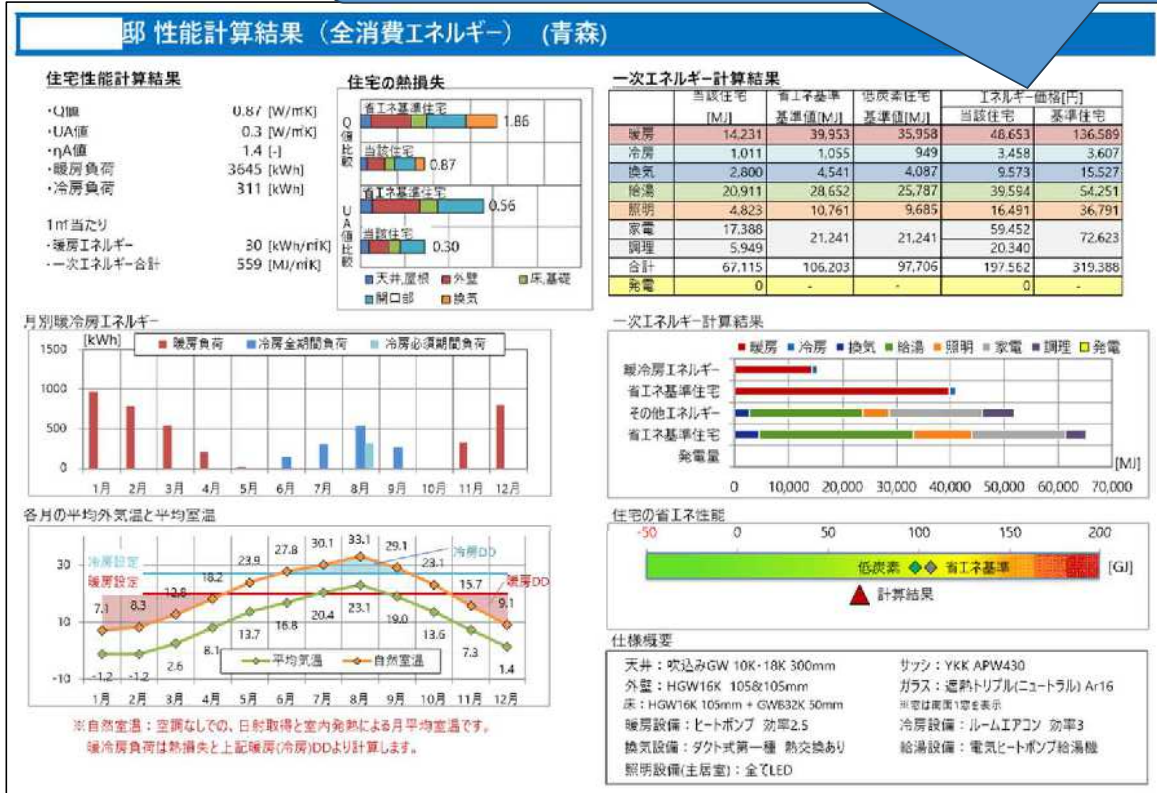
区分	時間帯	割合	理由
時間割合	28.9%	27.9%	23.3%
電量割合	28.9%	27.9%	23.3%
費用割合	30.9%	27.9%	23.3%
昼間	30.9%	27.9%	23.3%
夜間	30.9%	27.9%	23.3%
休日	30.9%	27.9%	23.3%

区分	消費量	単価	合計
基本料金6kVA		2877.6	34.531
平日昼間	1.932	28.14	54.916
夜間・休日	4.926	21.07	103.787
合計			197.585
電気単価(平均)			28.08
電気単価(給湯除く)			33.02
電気単価(給湯)			21.07

区分	消費量	単価	合計
基本料金6kVA		2877.6	34.531
平日昼間~60kWh	720	26.07	18.770
平日昼間~140kWh	836	34.83	29.112
平日昼間140kWh~	396	41.39	16.379
夜間・休日	4,926	18.48	98.792
合計			197.585
電気単価(平均)			28.73
電気単価(給湯除く)			33.37
電気単価(給湯)			18.48

東北電力のどの料金メニューが最適なかを判断できます。

省エネ基準住宅と当該住宅との省エネ性能の違いを、エネルギーコストで比較できます。



断熱・設備の仕様が解れば競合先の住宅も計算できます。

## 東北電力 よりそう+ナイト&ホリデー 太陽光発電3.28Kw搭載の場合

### 電気料金

区分	消費量	単価	合計
基本料金6KVA		2877.6	34,531
平日昼間~60KWh	539	26.07	14,051
平日昼間~140KWh	384	34.83	13,368
平日昼間140KWh~	316	41.39	13,099
夜間・休日	4,357	18.48	80,517
売電金額	1,795	16	-28,718
合計	5,596		126,848
太陽光発電設置メリット			70,737
電気単価(平均)		22.67	
電気単価(給湯除く)		25.26	
電気単価(給湯)		18.48	

太陽光発電設置のメリットがエネルギーコストで比較できます。

### 電気料金シミュレーション

重要電力 2019年3月1日~4月30日 PV価格 1人分シミュレーション

区分	前日	基本料金	利用料金	電灯料金	電気料金
基本料金6KVA	2877.6				2877.6
平日昼間~60KWh	26.07	539			14,051
平日昼間~140KWh	34.83	384			13,368
平日昼間140KWh~	41.39	316			13,099
夜間・休日	18.48	4,357			80,517
売電金額	16	1,795			-28,718
合計		5,596			126,848

区分	前日	基本料金	利用料金	電灯料金	電気料金
基本料金6KVA	2877.6				2877.6
平日昼間~60KWh	26.07	539			14,051
平日昼間~140KWh	34.83	384			13,368
平日昼間140KWh~	41.39	316			13,099
夜間・休日	18.48	4,357			80,517
売電金額	16	1,795			-28,718
合計		5,596			126,848

区分	前日	基本料金	利用料金	電灯料金	電気料金
基本料金6KVA	2877.6				2877.6
平日昼間~60KWh	26.07	539			14,051
平日昼間~140KWh	34.83	384			13,368
平日昼間140KWh~	41.39	316			13,099
夜間・休日	18.48	4,357			80,517
売電金額	16	1,795			-28,718
合計		5,596			126,848

区分	前日	基本料金	利用料金	電灯料金	電気料金
基本料金6KVA	2877.6				2877.6
平日昼間~60KWh	26.07	539			14,051
平日昼間~140KWh	34.83	384			13,368
平日昼間140KWh~	41.39	316			13,099
夜間・休日	18.48	4,357			80,517
売電金額	16	1,795			-28,718
合計		5,596			126,848

区分	前日	基本料金	利用料金	電灯料金	電気料金
基本料金6KVA	2877.6				2877.6
平日昼間~60KWh	26.07	539			14,051
平日昼間~140KWh	34.83	384			13,368
平日昼間140KWh~	41.39	316			13,099
夜間・休日	18.48	4,357			80,517
売電金額	16	1,795			-28,718
合計		5,596			126,848

# 平野商事(株)の エネルギーコストシミュレーション で出来る事!

**雰囲気や抽象論ではない  
エコハウスの提案!**

**エコとは、エコロジーとエコノミックの両立!**

**※ご注意!** このシミュレーションは、(一社)新木造住宅技術研究協議会のQPEX・(公社)建築研究所の1次エネルギー消費量計算プログラム等を利用し、一定の条件下にて計算しております。実際のお住まいになられた時のエネルギーコストではありません。

Consultation & Solution Company

ご清聴ありがとうございました!

令和5年12月22日  
平野商事株式会社